

役員費用弁償等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人同朋会（以下「法人」という）の定款第8条、第21条の規定に基づき、役員（理事・監事・評議員）の費用弁償等に関し必要な事項を定めるものである。

第2条（費用弁償）

役員が理事会及び評議員会並びに監査等に出席したときは、5,000円の費用を弁償する。

また、理事長が用務のため出勤（理事会を除く）した場合、1日につき5,000円の費用を弁償する。但し、この場合の年間の上限を500,000円とする。

第3条（旅費）

役員が会議出席及び法人の用務のために出張する場合、旅費については、職員旅費規程を準用し支給する。

第4条（職員兼務役員）

法人の職員が役員を兼ねるときは、その兼ねる役員として受け取るべき第2条の費用は弁償しない。

第5条（旅費の支払方法）

旅費の支給方法は、この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第6条（役員慰労金）

法人の理事、監事及びその他の役員が4年以上在任し、その役を退任するに当たってはその間の労を謝し、下記の慰労金を支給する。

在任期間	金額
在任 4年以上 10年未満	30,000円
在任 10年以上 15年未満	60,000円
在任 15年以上 20年未満	90,000円
在任 20年以上 25年未満	120,000円
在任 25年以上 30年未満	150,000円
在任 30年以上	180,000円

2 役員解任の場合は、上記慰労金は支給しない。

第7条（役員報酬）

役員に報酬を支払うことができる。その場合、報酬額は評議員会で決定する。

第8条（慶弔）

役員の前弔については、該当事項に応じて下記のとおり支給する。

区 分		金額
お見舞い	病気（1週間以上の入院）	10,000円
	災害（火災・風災害）	20,000円
死亡	本人・配偶者	10,000円
	父母及び子（喪主の場合のみ）	10,000円

第9条（改廃）

本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第10条（附則）

この規程は、平成21年1月9日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月16日より施行する。